

株 主 各 位

東京都江東区南砂二丁目36番11号
株式会社 エルアイイーエイチ
代表取締役社長 福 村 康 廣

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

2020年初頭より、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府や都道府県知事からの外出自粛要請が依然として強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

しかしながら、株主の皆様におかれましては、外出自粛要請が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の安全を最優先とするため、株主総会当日のご来場をなるべくお控えいただきたくお願いを申しあげますが、株主総会へのご出席の目的として、議決権の行使のみならず、直接質問等をご希望される株主様におかれましては、この限りではございません。

お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後6時（当社の営業終了時間）までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午後2時（受付開始 午後1時30分）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 国際ビル8階
(本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。
そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承ください。
また、当日は会場の都合により、午後1時30分以前にお越しいただいても入場はできませんのでご来場はそれ以後にお願いいたします。
会場の詳細は末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 株主総会の目的である事項

- 報告事項 1. 第17期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）事業報告の内容及び連結計算書類並びに計算書類報告の件
2. 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

4. その他株主総会招集に関する事項

議決権の不統一行使

議決権の不統一行使を行なう株主様は、株主総会の日の3日前までに書面をもってその旨及び理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

以 上

-
1. 今回、株主総会にご出席の株主様へのお礼の品（お土産）の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 2. 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 3. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合や、新型コロナウイルス感染拡大防止策による自粛要請等で株主総会会場（東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 国際ビル8階）が使用できなくなる事が明らかとなった場合は、新たな株主総会会場をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://lieh.co.jp>）に掲載させていただきます。

添付書類

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が国内外の経済に大きな影響を及ぼし、かつ長期化していることから、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社におきましては引き続きこれまでの、成長性と安定性を重視する事業ポートフォリオの構築に傾注して、注力する得意分野におけるマーケティング力を強化して優位性ある商品開発に取り組む一方、これまで以上に企業の堅固さと安全性を意識して、一層のコスト節減や経営資源の有効活用に向けた事業の再編を急ぐことといたしました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高15,771百万円(前年同期比1.0%減)、営業利益646百万円(前年同期 営業損失 199百万円)、経常利益660百万円(前年同期 経常損失188百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益762百万円(前年同期 親会社株主に帰属する当期純損失315百万円)となりました。

当社グループ企業のセグメントごとの経営成績は以下のとおりであります。

(食品流通事業)

当事業におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による外出自粛や、学校休校措置に伴う給食停止等による内食需要の高まりにより来店客数が増加し2020年2月頃から売上、利益ともに伸長しておりましたが、2020年6月以降は売上の伸長率は落ち着きを取り戻しました。

2020年10月以降は粗利率の高い精肉、青果の売上高の増加によって、売上高に対する粗利率の改善につながりました。

その結果、売上高11,799百万円(前年同期比11.0%増)、セグメント利益(営業利益)774百万円(前年同期比38.1%増)となりました。

(酒類製造事業)

当事業におきましては、新型コロナウイルス蔓延の影響による経済悪化及び2020年7月の豪雨災害により製商品及び資材に被害を受け出荷停止期間が発生し欠品解消に3か月程時間を要した為、売上減少の大きな要因となりました。

カテゴリー別の売上は前年割れが多い中、リキュール輸出においては前年を大きく上回りました。

売上高は前年比で減少しておりますが、徹底したコスト管理による経費削減を実施し、その結果、売上高1,930百万円（前年同期比7.6%減）、セグメント利益（営業利益）154百万円（前年同期比32.7%増）となりました。

（教育関連事業）

当事業におきましては、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言（2020年4月～5月）中は、学校が休校であった為、学校関連の副教材以外の売上については皆無でした。

緊急事態宣言が解除となった2020年6月から休校が解除された事に伴い、学校関連の売上や塾関連の売上についても徐々に戻りはじめ、2020年7月～2020年9月の売上については、前期よりも増加いたしました。

また、前期から継続して取り組んでおります業務の内製化等による原価コストの低減や、一般管理費のコントロールによる経費削減効果が着実に業績に表れてきており、売上高は前年比で減少しているものの、利益を生み出せる事業環境が整ってまいりました。

その結果、売上高1,417百万円（前年同期比20.2%減）、セグメント利益（営業利益）66百万円（前年同期 セグメント損失（営業損失）563百万円）となりました。

（その他）

当事業におきましては、その他教育関連事業等を行っており、売上高622百万円（前年同期比8.0%減）となり、セグメント利益（営業利益）25百万円（前年同期比53.1%減）となりました。

事業セグメント別売上高

(単位：千円)

区 分	前連結会計年度 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日		当連結会計年度 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日		対前年度 増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
	食品流通事業	10,635,047	66.7%	11,799,597	
酒類製造事業	2,090,377	13.1%	1,930,813	12.2%	△7.6%
教育関連事業	1,777,572	11.2%	1,417,773	9.0%	△20.2%
リフォーム関連事業	755,280	4.7%	-	-	-
その他	677,128	4.3%	622,864	4.0%	△8.0%
合 計	15,935,406	100.0%	15,771,050	100.0%	△1.0%

(注) 1. 上記は外部顧客に対する売上高を記載しております。

(注) 2. 2020年4月1日付でリフォーム関連事業から撤退したことにより、当連結会計年度は記載していません。

(2) 対処すべき課題

当社は、従来の経営環境の変化に対応出来る多角化事業への注力方針を改め、当期からは成長性と安定性を重視する事業ポートフォリオへの再構築を図るべく、グループ会社の選択と集中に着手してまいりました。

来期におきましても、十分な管理指導が行えるようグループ会社や事業内容の集約と特化を図り、限られた経営資源の有効的・効率的活用とガバナンス、コンプライアンスを特に意識した経営に努めてまいります。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した企業集団の設備投資の総額は76百万円であり、事業セグメント別の主なものは次のとおりであります。

- ①当連結会計年度中に取得・完成した主要な設備
- | | | | | |
|--------|----|--------|----|--------|
| 食品流通事業 | 建物 | 機械装置 | 車両 | 工具器具備品 |
| 酒類製造事業 | 建物 | 構築物 | 車両 | 工具器具備品 |
| 教育関連事業 | 車両 | 工具器具備品 | | |
| その他 | 車両 | | | |

- ②当連結会計年度末において継続中の主要な設備の新設、拡充
該当事項はありません。

- ③当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

(4) 資金調達の様況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの様況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況

該当事項はありません。

(9) 当社グループの財産及び損益の様況の推移

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	第14期 2018年 3月期	第15期 2019年 3月期	第16期 2020年 3月期	第17期 (当連結会計年度) 2021年 3月期
売 上 高	15,730,424	15,465,051	15,935,406	15,771,050
経常利益又は経常損失(△)	251,975	168,811	△188,450	660,281
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失(△)	170,128	△380,197	△315,965	762,229
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	1円96銭	△4円37銭	△3円69銭	10円18銭
総 資 産	7,940,004	6,967,380	5,195,482	5,815,223
純 資 産	4,887,081	4,099,394	2,753,708	3,545,462
1株当たり純資産額	56円18銭	47円12銭	36円77銭	47円34銭

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(10) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

連結子会社は下記の重要な子会社7社を含め8社であります。

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
		千円	%	
㈱ ボン・サンテ	東京都葛飾区	50,000	100.0	食品・酒類の小売販売
老松酒造(株)	大分県日田市	45,000	100.0	酒類の製造及び販売
㈱ 越後伝衛門	新潟市北区	15,000	$\frac{0}{(100.0)}$	酒類の製造及び販売
㈱ 創育	東京都江東区	100,000	100.0	教育関連事業
㈱ 創研	大阪市城東区	135,000	83.0	その他教育関連事業
㈱ ウイツツ	東京都江東区	40,000	100.0	その他教育関連事業
佛オリオンキャピタル・インベストメント	東京都江東区	100,000	100.0	損害・生命保険代理業

(注)1. ()内は間接所有比率であります。

(注)2. 株式会社なごみ設計は、当連結会計年度において、株式を売却したことに伴い連結子会社から除外しております。

②事業年度末日における特定完全子会社の状況

(単位：千円)

名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
老松酒造(株)	大分県日田市大字大肥大鶴町2912	1,112,106	3,457,142

(11) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び子会社8社で構成されております。当社グループの事業内容は、次のとおりであります。

2021年3月31日現在

事業区分	主要サービス
食品流通事業	業務用食品の小売ディスカウント及び酒類の小売をしております。
酒類製造事業	焼酎及び酒類の製造販売を行っております。主力ブランドとして、本格麦焼酎「閻魔」「麴屋伝兵衛」、清酒「山水」を製造しております。
教育関連事業	中学校向けテスト及び教材の製作販売を行っております。
その他	その他教育関連事業等及び損害保険代理業務等を行っております。

(12) 主要な営業所

2021年3月31日現在

事業区分	会社名	所在地
事業持株会社	株式会社エルアイイーエイチ	東京都江東区
食品流通事業	株式会社ボン・サンテ	東京都葛飾区
酒類製造事業	老松酒造株式会社 株式会社越後伝衛門	大分県日田市 新潟市北区
教育関連事業	株式会社創育	東京都江東区
その他	株式会社オリオンキャピタル・インベストメント 株式会社創研 株式会社ウィッツ	東京都江東区 大阪市城東区 東京都江東区

(13) 従業員数

2021年3月31日現在

事業区分	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
食品流通事業	52 (144)	11 (8)
酒類製造事業	49 (3)	△6 (△4)
教育関連事業	52 (27)	1 (△4)
その他	4 (9)	△1 (0)
全社	2	△1
合計	159 (183)	4 (0)

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人数(1日8時間換算)であります。

3. リフォーム関連事業撤退に伴い、企業集団の従業員の状況から除外しており、また撤退に伴う人員の減少を増減には含めておりません。

(14) 主要な借入先の状況

2021年3月31日現在

借入先	借入金残高(千円)
株式会社西日本シティ銀行	569,780
日本政策金融公庫	35,000
株式会社京葉銀行	29,212

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

(訴訟)

当社は、原告である須田正則外10名から、当社子会社である㈱ウィッツが運営しているウィッツ青山学園高等学校で行っていた体験型スクーリング（ユニバーサルスタジオジャパンでのつり銭の計算を「数学」、バスの中での洋画鑑賞を「英語」の履修扱いにすることなど）を実施したことによりスクーリングを再度実施しなければならなくなったこと及びそれに伴い新年度募集を停止せざるを得なくなったことなどは、㈱ウィッツの親会社である当社の内部統制システム構築義務違反、任務懈怠及び不法行為であるとして損害賠償の請求訴訟を提起されております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 74,895,539株
(自己株式8,261株を除く)
- (3) 株主数 15,036名
(前事業年度末比773名増)

(4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
福 村 康 廣	242,500 百株	32.37 %
福 村 京 子	34,000	4.53
株式会社山田エスクロー信託 信託口	29,500	3.93
若 林 鐵 春	11,191	1.49
品 田 守 敏	9,300	1.24
糰 英 夫	7,010	0.93
坂 上 一 樹	6,203	0.82
前 田 喜 美 子	5,470	0.73
野 島 鉄 雄	5,377	0.71
神 田 豊	5,000	0.66

- (注) 1. 所有株式数は、百株未満を切り捨てて表示しております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 「株式会社山田エスクロー信託 信託口」名義の株式は、当社代表取締役社長である福村康廣氏が保有する当社株式を信託設定したものです。議決権については、福村康廣氏が指図権を留保しております。
これにより、福村康廣氏の持株比率は、合計で36.31%となります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	福 村 康 廣	
取締役会長	品 田 守 敏	株式会社エス・サイエンス代表取締役会長
常務取締役	田 中 齊	
取締役	小 嶋 運	
取締役(常勤監査等委員)	福 島 寧 夫	
取締役(監査等委員)	新 庄 健 二	上田廣一法律事務所勤務
取締役(監査等委員)	荒 瀬 尊 宏	さくら共同法律事務所パートナー

- (注) 1. 取締役品田守敏氏、新庄健二氏及び荒瀬尊宏氏は、社外取締役であります。
なお、当社は、新庄健二氏及び荒瀬尊宏氏を東京証券取引所の有価証券上場規程で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。
2. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とするため、福島寧夫氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、現行定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度額として、任務を怠ったことによる賠償責任限定契約を業務執行取締役でない取締役との間で締結することができる旨を定めており、取締役会長 品田守敏氏、取締役 小嶋運氏、取締役(監査等委員) 福島寧夫氏、取締役(監査等委員) 新庄健二氏及び取締役(監査等委員) 荒瀬尊宏氏との間に、損害賠償責任限定契約を締結しております。

また、現在損害賠償責任限定契約を締結している各取締役の再任をご承認いただいた場合、当社は当該損害賠償責任限定契約を継続する予定です。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社および全ての当社子会社におけるすべての取締役及び監査役、ならびにこれらに準ずる者を被保険者とした、改正会社法（2021年3月1日施行）第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・法律上の損害賠償金および争訟費用に限り補填の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としています。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

(4) 取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を2021年2月10日開催の当社取締役会において決議しております。

当社の決定方針の概要は、当社の取締役の報酬は固定報酬のみで構成されており、収益に関与する度合い、業務遂行の重要度、担う役割の大きさ、責任の範囲及び度合い等勘案して決定しております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、当社及び当社グループ会社の収益実態及び取締役の個人別の業務遂行等から多角的な検討を行っているため、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

・取締役（監査等委員である取締役を除く。）

2016年6月24日開催の定時株主総会において、報酬限度枠を年額300百万円以内（うち社外取締役の報酬は年額30百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。

当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。

・監査等委員である取締役

2016年6月24日開催の定時株主総会において、報酬限度枠を年額36百万円以内とすることが決議されております。

当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長である福村康廣が、取締役の個人別の報酬等の内容全部について決定しております。

この権限を委任した理由としましては、代表取締役社長である福村康廣は、長年に渡って当社及び当社グループ会社の事業に精通しており、公平性および公正的な観点から各取締役の担当領域や職責の評価を行うには最も適しているからであります。

④取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額(百万円)			対象となる 役員員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く） （うち社外取締役）	201 (12)	201 (12)	— (—)	— (—)	4 (1)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	11 (5)	11 (5)	— (—)	— (—)	3 (2)

(注) 事業年度末現在の人員は、取締役（監査等委員を除く）4名、取締役（監査等委員）3名であります。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役であります品田守敏氏は、株式会社エス・サイエンスにおいて長年代表取締役会長を務めております。

資本関係については、当社は株式会社エス・サイエンスの株式を14.9%（発行済株式総数に対する所有株式数の割合）所有しています。

また、社外取締役（監査等委員）については、以下のとおりであります。

新庄健二氏は、上田廣一法律事務所に所属しております。新庄健二氏が所属している法律事務所との間に、顧問契約はありません。

荒瀬尊宏氏は、さくら共同法律事務所のパートナーであります。荒瀬尊宏氏が所属している法律事務所との間で、顧問契約があります。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	品田 守敏	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席しており、上記のほか、書面決議を11回行いました。 長年の会社経営者としての専門的見地から、当社をとりまく経営環境全般に関する助言をいただける事を期待しており、必要に応じて発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	新庄 健二	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席しており、上記のほか、書面決議を11回行いました。また、監査等委員会11回の全てに出席いたしました。 元検事である弁護士として専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築、維持等に関する助言をいただける事を期待しており、必要に応じて発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	荒瀬 尊宏	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席しており、上記のほか、書面決議を11回行いました。また、監査等委員会11回の全てに出席いたしました。 弁護士としての人事労務、労働紛争分野における豊富な経験と幅広い見識から、当社のガバナンス向上等に関する助言をいただける事を期待しており、必要に応じて発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

KDA監査法人

(2) 報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額25百万円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額25百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査等委員会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案し、再任もしくは不再任の決定を行います。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社とKDA監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

また、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額であります。

5. 会社の体制及び方針（業務の適正を確保するための体制）

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業としての行動基準である「エルアイイーエイチグループ企業行動基準」、「コンプライアンス基本規程」及び「コンプライアンスマニュアル」を定め、当社及び当社グループの取締役及び使用人が法令、定款及び社会倫理・企業倫理規範の遵守を前提とした職務執行を行なうための行動規範としております。

コンプライアンスを統括する組織として、コンプライアンス委員会及びその運営母体として、経営企画室にコンプライアンス室を設置し、コンプライアンス体

制（内部統制を含む）の整備・構築、維持・強化、並びに、当社及び当社グループへの周知徹底を図っております。

また、内部監査部門として内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき、監査等委員会と連携をとりながら、当社及び当社グループの内部統制の整備・運用状況を継続的に監視しております。

（２） 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、「文書管理規程」及び「情報管理規程」に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む）し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行なっております。

（３） 当社及び子会社の損失の危険の管理その他の体制

当社及び当社グループのリスクへの対応組織として、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、潜在的なリスクの管理体制を構築するとともに、顕在化したリスクに対しては、迅速かつ的確な対応を行なうことで、損害等の拡大を防止するために、「危機管理規程」に基づき、臨時的危機管理委員会を設置しております。

（４） 当社及び子会社の取締役の職務の執行が、効率的に行なわれていることを確保するための体制

当社及び当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基礎として、「取締役会規程」に基づき、月1回の定例取締役会及び適宜に臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行なっております。

また、取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織・職務権限規程」及び「業務分掌規程」において、それぞれの責任者及びその責任、並びに執行手続きの詳細について定めております。

（５） 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

グループ各社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、同規程に定める事項について適宜承認及び報告を行なう体制を構築しております。

また、グループ各社にコンプライアンス担当責任者を置き、当社の経営企画室と連携をとりながら、グループ各社における内部統制の有効性を高めております。

（６） 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する体制と、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員が必要とした場合、監査等委員の職務を補助すべき使用人を置くも

のとしています。

なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査等委員の意見を尊重した上で行なうものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保しています。

(7) 監査等委員会に報告をするための体制及び報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し、又は発生する虞を認めたととき、その他業務及び業績に影響を与える重要な事実を発見したとき、監査等委員会に都度報告及び情報提供を行なうものとしております。

また、前記に関わらず、監査等委員はいつでも必要に応じて、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができます。

監査等委員会へ報告を行った当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底することとしております。

(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じることとしております。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査等委員会は、会計監査人、内部監査部門、グループ各社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとしています。

(10) 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、関係を持たず、断固として対決することを企業理念及びグループ行動基準、並びにコンプライアンス基本規程に定めております。

反社会的勢力に対しては、総務部を対応部署とし、弁護士・警察等の外部専門機関と連携を図り、反社会的勢力に関する情報の収集に努め、反社会的勢力と一

切の関係を遮断し、不当・不法な要求に対して毅然として排除する体制を整備しています。

(11) コンプライアンス及びガバナンスを強化するための体制

グループ全体における監視機能の強化に際し、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス経営の更なる徹底が最重要課題であると考え、「コンプライアンスマネージャー」を配置し、コンプライアンス委員会の事務局として機能するとともに、コンプライアンス上重要と考えられる子会社に「コンプライアンス担当責任者」を配置しております。これら担当責任者、当社取締役及びオブザーバーを含め、当社コンプライアンス担当役員を議長とする「コンプライアンス委員会」を毎月実施することで、各種法令及び規程に則った、公平かつ公正なコンプライアンス経営の実現を目指すものとしております。

また、取締役会及び監査等委員会の活性化のため、チェック・リストを作成し、取締役会においては審議に関する具体的な評価を行ない、不備事項があれば改善案を策定するとともに、記録として残すものとしております。

(12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

なお、当社は2016年6月24日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定並びに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上などコーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

- ①定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会には各取締役のほか、独立性を保持した監査等委員も出席し、重要な職務執行に関する意思決定を監督しております。
- ②監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定した収益力の維持と更なる成長によって、企業価値の向上を図り、配当などを通して株主の皆様への期待に応えることを基本方針としております。

なお当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行なうことを基本方針としており、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行なうことができる。」旨を定款に定めております。

一方で、投資事業等によって得られた収益を再投資することにより、収益の拡大に寄与することが、企業価値向上につながります。よって、新たな投資や事業開発等に備えるため、内部留保の充実を図ることも重要であると考えております。

当事業年度の配当につきましては、上記剰余金の配当等の決定に関する方針に則り、期末配当金を1株につき2.0円とさせていただきます。この結果、年間配当額は、1株当たり2.0円となります。

なお、期末配当金の支払開始日は2021年6月28日（月曜日）とさせていただきます。

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,077,987	流動負債	1,763,433
現金及び預金	2,173,397	支払手形及び買掛金	941,181
預 け 金	822	短期借入金	238,000
受取手形及び売掛金	771,434	1年内償還予定の社債	40,000
有 価 証 券	1,184	1年内返済予定の長期借入金	104,476
商品及び製品	854,184	未 払 金	165,352
仕 掛 品	85,003	リ ー ス 債 務	956
原材料及び貯蔵品	110,859	未 払 法 人 税 等	18,356
未 収 入 金	48,625	未 払 消 費 税 等	99,007
そ の 他	49,889	未 払 費 用	122,457
貸倒引当金	△17,414	賞 与 引 当 金	5,815
固定資産	1,737,235	返 品 調 整 引 当 金	1,026
有形固定資産	592,934	そ の 他	26,804
建物及び構築物	303,046	固 定 負 債	506,327
機械装置及び運搬具	36,610	社 債	20,000
土 地	151,148	長 期 借 入 金	329,516
そ の 他	102,128	リ ー ス 債 務	1,399
無形固定資産	8,205	繰 延 税 金 負 債	136
ソフトウェア	4,567	退 職 給 付 に 係 る 負 債	34,022
そ の 他	3,637	資 産 除 去 債 務	45,942
投資その他の資産	1,136,096	負 の の れ ん	68,663
投資有価証券	653,362	そ の 他	6,647
敷 金	193,677	負 債 合 計	2,269,760
出資金及び保証金	173,767	(純資産の部)	
長期貸付金	2,563	株 主 資 本	3,242,992
破産更生債権等	4,468	資 本 金	100,000
繰延税金資産	118,563	資 本 剰 余 金	2,189,522
そ の 他	32,088	利 益 剰 余 金	954,346
貸倒引当金	△42,395	自 己 株 式	△876
		その他の包括利益累計額	302,470
		その他有価証券評価差額金	302,470
		純 資 産 合 計	3,545,462
資産合計	5,815,223	負債純資産合計	5,815,223

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金	額
売	上		15,771,050
売	上		12,275,420
販	費		3,495,629
営	業		2,848,842
営	業		646,787
受	取	利	息
			12
受	取	配	当
			金
			190
有	価	証	運
			用
			益
			490
受	取	賃	貸
			料
			27,344
負	の	の	れ
			ん
			償
			却
			額
			12,844
受	取	保	険
			金
			89,047
そ	の		他
			10,499
140,430			
営	業		
支	払	利	息
			6,060
不	動	産	賃
			貸
			費
			用
			24,000
た	な	卸	資
			産
			廃
			棄
			損
			73,613
租	税	公	課
			4,586
そ	の		他
			18,676
126,936			
経	常	利	益
			660,281
特	別	利	益
関	係	会	社
			株
			式
			売
			却
			益
			102,908
102,908			
税	金	等	調
			整
			前
			当
			期
			純
			利
			益
			763,189
法	人	税、	住
			民
			税
			及
			び
			事
			業
			税
			額
			14,932
法	人	税	等
			調
			整
			額
			△13,972
960			
当	期	純	利
			益
			762,229
762,229			
親	会	社	株
			主
			に
			帰
			属
			す
			る
			当
			期
			純
			利
			益
			762,229

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	100,000	2,705,982	△249,446	△862	2,555,672
当 期 変 動 額					
剰余金 (その他資本剰余金) の配当		△74,895			△74,895
欠 損 填 補		△441,564	441,564		—
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			762,229		762,229
自 己 株 式 の 取 得				△14	△14
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△516,459	1,203,793	△14	687,319
当 期 末 残 高	100,000	2,189,522	954,346	△876	3,242,992

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	198,035	198,035	2,753,708
当 期 変 動 額			
剰余金 (その他資本剰余金) の配当			△74,895
欠 損 填 補			—
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			762,229
自 己 株 式 の 取 得			△14
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	104,434	104,434	104,434
当 期 変 動 額 合 計	104,434	104,434	791,754
当 期 末 残 高	302,470	302,470	3,545,462

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 8社

主要な連結子会社の名称

株式会社ボン・サンテ

老松酒造株式会社

株式会社越後伝衛門（老松酒造株式会社の100%子会社）

株式会社創育

株式会社創研

株式会社ウィッツ

株式会社オリオンキャピタル・インベストメント

(連結範囲の変更)

連結子会社でありました株式会社なごみ設計については、当連結会計年度において、保有株式の全てを譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の数 2社

有限会社今井商店

有限会社カネオク

連結の範囲から除いた理由

有限会社今井商店及び有限会社カネオクは、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 0社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社2社（有限会社今井商店他）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、親会社の決算日と同日であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

イ. 売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）

ロ. その他有価証券

時価のあるもの

…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

…移動平均法による原価法

②たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

イ. 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

ロ. 各たな卸資産の評価方法は、セグメントごとに以下の方法によっております。

・商品、製品、仕掛品…酒類製造事業

総平均法

・商品…食品流通事業

総平均法

・商品、製品…教育関連事業

先入先出法（ただし、一部商品については移動平均法）

・仕掛品…教育関連事業

総平均法

・原材料及び貯蔵品…酒類製造事業

先入先出法

・貯蔵品…教育関連事業

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

（食品流通事業）

定率法を採用しております。（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～40年
その他	2～20年

（酒類製造事業）

定率法を採用しております。（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	7～50年
その他	2～20年

（教育関連事業）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	7～23年
その他	2～15年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③返品調整引当金

出版物の返品による損失に備えるため、当連結会計年度における返品実績を基準とする返品予測高に対する売買利益率相当額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① のれんの償却方法及び償却期間

のれん償却については個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却をしております。その他合理的な年数が見積もれないものは、5年間で均等償却をしております。ただし、金額が僅少である場合には、一時に償却をしております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社株式会社ボン・サンテ及び株式会社創研は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

④ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 118,563千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,778,981千円

(注) 上記金額には、減損損失累計額が含まれております。

2. 偶発債務

(訴訟の提起)

当社は、原告である須田正則外10名から、当社子会社である㈱ウィッツが運営しているウィッツ青山学園高等学校で行っていた体験型スクーリング（ユニバーサルスタジオジャパンでのつり銭の計算を「数学」、バスの中での洋画鑑賞を「英語」の履修扱いにすることなど）を実施したことによりスクーリングを再度実施しなければならなくなったこと及びそれに伴い新年度募集を停止せざるを得なくなったことなどは、㈱ウィッツの親会社である当社の内部統制システム構築義務違反、任務懈怠及び不法行為であるとして損害賠償を主張しており、当社に対して訴訟を提起されております(損害賠償額 5億124万円)。

なお、当社が提起されている訴訟に関連して、当社子会社である㈱ウィッツを原告とし須田正則外10名に対する反訴の提起をしております(請求金額 2億8,410万円)。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の総数 普通株式 74,903,800株

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式(千株)	8	0	—	8

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取請求による増加0千株であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	74,895千円	1円00銭	2020年3月31日	2020年6月29日

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	149,791千円	2円00銭	2021年3月31日	2021年6月28日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場有価証券については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、デリバティブ取引を実施する場合は金融商品運用基準に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 現金及び預金	2,173,397	2,173,397	—
(2) 預け金	822	822	—
(3) 受取手形及び売掛金	771,434	771,434	—
(4) 長期貸付金	2,563	2,563	—
貸倒引当金 (注1)	2,563	2,563	—
差 引	—	—	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 (注2)			
売買目的有価証券	1,184	1,184	—
其他有価証券	649,600	649,600	—
(6) 敷金	193,677	177,252	△16,424
(7) 保証金	168,123	166,384	△1,738
(8) 支払手形及び買掛金	(941,181)	(941,181)	(—)
(9) 短期借入金	(238,000)	(238,000)	(—)
(10) リース債務 (短期)	(956)	(954)	(△1)
(11) 未払法人税等	(18,356)	(18,356)	(—)
(12) 長期借入金 (1年内返済予定の 長期借入金を含む)	(433,992)	(444,165)	(10,173)
(13) 社債 (1年内償還予定の社債を 含む)	(60,000)	(60,298)	(298)
(14) リース債務 (長期)	(1,399)	(1,397)	(△2)

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法、並びに、有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

① (1) 現金及び預金、(2) 預け金及び(3) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

② (4) 長期貸付金(個別に計上している貸倒引当金を控除しております)

回収可能性を反映した元利金の合計額を、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた、現在価値によっております。

③ (5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④ (6) 敷金及び(7) 保証金

将来キャッシュ・フローを、国債の利回り等適切な指標の利率で割り引いた、現在価値によっております。

⑤ (8) 支払手形及び買掛金、(9) 短期借入金及び(11) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥ (10) リース債務(短期)及び(14) リース債務(長期)

個々のリース物件に係る債務及び利息の支払いについて、金利動向の変動及び当社の信用リスクの変化を加味した利率で割り引いて、現在価値を算定しております。

⑦ (12) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)及び(13) 社債(1年内償還予定の社債を含む)

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた、現在価値によっております。

2 非上場株式(連結貸借対照表計上額: 3,761千円)及び出資金(連結貸借対照表計上額: 5,643千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の開示対象とはしておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 47円34銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 10円18銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,493,707	流動負債	134,267
現金及び預金	1,122,309	1年内返済予定の長期借入金	29,212
預 け 金	822	未 払 金	52,553
有 価 証 券	1,184	未 払 費 用	478
前 払 費 用	5,744	未 払 法 人 税 等	605
関係会社短期貸付金	300,000	未 払 消 費 税 等	43,108
未 収 入 金	77,647	前 受 金	1,283
貸 倒 引 当 金	△14,001	預 り 金	7,025
固定資産	1,963,435	固定負債	115,360
有形固定資産	99,556	関係会社事業損失引当金	102,529
建 物	22,022	資 産 除 去 債 務	12,830
車 両 運 搬 具	12,481	負債合計	249,627
工具、器具及び備品	926	(純資産の部)	
土 地	64,125	株 主 資 本	2,905,708
無形固定資産	3,633	資 本 金	100,000
ソ フ ト ウ エ ア	3,633	資 本 剰 余 金	2,189,522
投資その他の資産	1,860,244	資 本 準 備 金	45,363
投資有価証券	647,533	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,144,159
関係会社株式	1,112,106	利 益 剰 余 金	617,063
出 資 金	3,733	そ の 他 利 益 剰 余 金	617,063
関係会社長期貸付金	817,383	繰 越 利 益 剰 余 金	617,063
繰 延 税 金 資 産	81,906	自 己 株 式	△876
そ の 他	48,880	評 価 ・ 換 算 差 額 等	301,806
貸 倒 引 当 金	△851,300	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	301,806
資産合計	3,457,142	純 資 産 合 計	3,207,515
		負債純資産合計	3,457,142

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		883,990
売上原価		8,412
売上総利益		875,578
販売費及び一般管理費		367,014
営業利益		508,563
営業外収益		
受取利息	5	
有価証券運用益	490	
貸倒引当金戻入額	13,690	
その他	1,263	15,450
営業外費用		
支払利息	380	380
経常利益		523,633
特別利益		
関係会社株式売却益	117,130	117,130
特別損失		
関係会社事業損失引当金繰入額	11,363	11,363
税引前当期純利益		629,399
法人税、住民税及び事業税	29,849	
法人税等調整額	△17,513	12,336
当期純利益		617,063

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	100,000	45,363	2,660,618	2,705,982
当 期 変 動 額				
剰余金(その他資本剰余金)の配当			△74,895	△74,895
欠 損 填 補			△441,564	△441,564
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△516,459	△516,459
当 期 末 残 高	100,000	45,363	2,144,159	2,189,522

(単位：千円)

	株 主 資 本			自 己 株 式
	利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計	
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	73,943	△515,507	△441,564	△862
当 期 変 動 額				
剰余金(その他資本剰余金)の配当				
欠 損 填 補	△73,943	515,507	441,564	
当 期 純 利 益		617,063	617,063	
自 己 株 式 の 取 得				△14
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	△73,943	1,132,570	1,058,627	△14
当 期 末 残 高	—	617,063	617,063	△876

(単位：千円)

	株 主 資 本	評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	2,363,555	197,578	2,561,134
当 期 変 動 額			
剰余金(その他資本剰余金)の配当	△74,895		△74,895
欠 損 填 補	—		—
当 期 純 利 益	617,063		617,063
自 己 株 式 の 取 得	△14		△14
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)		104,227	104,227
当 期 変 動 額 合 計	542,153	104,227	646,380
当 期 末 残 高	2,905,708	301,806	3,207,515

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

イ. 売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）

ロ. 子会社株式

移動平均法による原価法

ハ. その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

イ. 建物 15～33年

ロ. 建物附属設備 8～12年

ハ. 工具器具備品 3～20年

ニ. 車両運搬具 2～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし残存価額を零として算定する定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。

(2) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を算定し計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理について

税抜方式を採用しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 81,906千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 保証債務

下記の会社の商品仕入について、債務保証を行っております。

㈱ボン・サンテ	商品仕入	441,376千円
---------	------	-----------

また、当社子会社の金融機関からの借入及び取引先に対する仕入債務に係る当社取締役及び当社子会社取締役の連帯保証について再保証をしております。

再保証総額		59,236千円
-------	--	----------

2. 偶発債務

(訴訟の提起)

当社は、原告である須田正則外10名から、当社子会社である㈱ウィッツが運営しているウィッツ青山学園高等学校で行っていた体験型スクーリング（ユニバーサルスタジオジャパンでのつり銭の計算を「数学」、バスの中での洋画鑑賞を「英語」の履修扱いにすることなど）を実施したことによりスクーリングを再度実施しなければならなくなったこと及びそれに伴い新年度募集を停止せざるを得なくなったことなどは、㈱ウィッツの親会社である当社の内部統制システム構築義務違反、任務懈怠及び不法行為であるとして損害賠償を主張しており、当社に対して訴訟を提起されております(損害賠償額 5億124万円)。

なお、当社が提起されている訴訟に関連して、当社子会社である㈱ウィッツを原告とし須田正則外10名に対する反訴の提起をしております(請求金額 2億8,410万円)。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 40,869千円

(注) 上記金額には減損損失累計額が含まれております。

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権	77,632千円
短期金銭債務	40,041千円
長期金銭債権	21,187千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高(売上高)	883,990千円
-----------------	-----------

営業取引以外の取引高(営業外収益)	13,750千円
-------------------	----------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数
普通株式(千株)	8	0	—	8

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取請求による増加0千株であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	564,356千円
関係会社株式評価損	561,003千円
関係会社事業損失引当金	26,247千円
貸倒引当金	221,517千円
投資有価証券評価損等	89,791千円
その他	4,033千円
繰延税金資産小計	1,466,950千円
評価性引当額	△1,333,006千円
繰延税金資産合計	133,943千円
繰延税金負債との相殺額	△52,037千円
計	81,906千円

(2) 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	52,037千円
繰延税金負債小計	52,037千円
繰延税金資産との相殺額	△52,037千円
繰延税金負債合計	—千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注5)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 ボン・サンテ	東京都 葛飾区	50,000	食品流通 事業	100.0	食品流通事業 を運営する子 会社 役員の兼任	経営指導料 (注4)	660,000	未収入金	66,245
							受取貸貸料	7,720	前受金	707
							債務保証 (注2)	441,376	—	—
子会社	老松酒造 株式会社	大分県 日田市	45,000	酒類製造 事業	100.0	酒類製造事業 を運営する子 会社 役員の兼任	経営指導料 (注4)	180,000	—	—
							受取貸貸料	6,286	前受金	576
子会社	株式会 社創育	東京都 江東区	100,000	教育関 連事業	100.0	教育事業を 運営する子 会社 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	—	関係会社 短期貸付金 (注3)	300,000
							資金の貸付 (返済額) (注1)	150,000	関係会社 長期貸付金 (注3)	550,000
							受取利息 (注1)	19,830	—	—
子会社	株式会 社創研	大阪市 城東区	135,000	その他	83.0	その他教育関 連事業を運営 する子会社	資金の貸付 (注1)	52,500	関係会社 長期貸付金 (注3)	20,246
							資金の貸付 (返済額) (注1)	121,500	—	—
							受取利息 (注1)	655	その他 (長期未収 入金) (注3)	7,496
							経営指導料 (注4)	—	その他 (長期未収 入金) (注3)	13,650
子会社	株式会社 ウィッツ	東京都 江東区	40,000	その他	100.0	その他教育関 連事業を運営 する子会社 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	10,309	関係会社 長期貸付金 (注3)	177,136
子会社	株式会社 オリオン キャピタル・イン ベストメン ト	東京都 江東区	100,000	その他	100.0	その他の事業 を運営する子 会社	資金の貸付 (注1)	—	関係会社 長期貸付金 (注3)	70,000

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。

(注2) 取引先との買掛金等に対して、当社が債務保証を行っております。

なお、債務保証に対して保証料の支払及び担保の提供はありません。

(注3) 子会社各社に対する貸付金及びその他(長期未収入金)に対して、合計852,532千円の貸倒引当金を計上しています。

なお、この貸倒引当金について、貸倒引当金戻入額13,690千円を計上しています。

(注4) 経営指導料は子会社各社から、売上、経営指導料控除前営業利益、買取価額、従業員数等を基準とした一定割合を収受しております。

(注5) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	福村 康廣	—	—	当社代表取締役社長	(36.31)	—	子会社の債務への個人保証への保証(注)	24,236	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 子会社株式会社ボン・サンの債務24,236千円を保証しております。また、福村康廣氏の子会社に対する債務保証を当社が債務保証を行っております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 42円83銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 8円24銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月27日

株式会社エルアイイーエイチ
取締役会 御中

K D A 監 査 法 人

東京都中央区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 関 本 享 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 園 田 光 基 ㊟
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エルアイイーエイチの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エルアイイーエイチ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認めら我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月27日

株式会社エルアイイーエイチ
取締役会 御中

K D A 監 査 法 人

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 関 本 享 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 園 田 光 基 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エルアイイーエイチの2020年4月1日から2021年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、当社は、法令遵守の徹底の観点から、さらなる内部統制システムとその運用の強化に取り組む方針であり、監査等委員会では、その進捗を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月27日

株式会社エルアイイーエイチ 監査等委員会

監査等委員 福島 寧夫 ㊟

監査等委員 新庄 健二 ㊟

監査等委員 荒瀬 尊宏 ㊟

(注)監査等委員新庄 健二と荒瀬 尊宏は、各々いずれも会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金2.0円 総額149,791,078円

なお、当期は中間配当を実施しておりません。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款一部変更提案の理由

当社事業の今後の事業展開に備えるために、定款第2条に定める事業目的の追加を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則

<p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>①～③（条文省略）</p> <p>（新 設）</p> <p>③④前記各事項に附帯する投資</p> <p>③⑤前記各事項に附帯する一切の業務</p>	<p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>①～③（現行通り）</p> <p>③④酒類、清涼飲料水、食料品、食肉、水産物、生鮮食品、冷凍食品、加工食品、日用品雑貨等の卸売</p> <p>③⑤（現行通り）</p> <p>③⑥（現行通り）</p>
--	--

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
1	ふくむらやすひろ 福村康廣 (1956年8月26日生)	<p>2003年5月 株式会社修学社代表取締役社長</p> <p>2003年6月 株式会社ウイン代表取締役社長</p> <p>2004年6月 株式会社東京理化工業所代表取締役社長</p> <p>2004年10月 当社代表取締役社長</p> <p>2005年6月 株式会社エス・サイエンス代表取締役副社長</p> <p>2007年1月 同社取締役副社長</p> <p>2012年6月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p>（選任理由） 長年にわたる当社及び当社子会社での経営者としての豊富な経験に基づき、事業成長と企業業績向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行っていただけるものと判断しております。</p>	24,250,000株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
2	しな だ もり とし 品 田 守 敏 (1940年8月28日生)	1995年3月 志村化工株式会社（現株式会社エス・サイ エンス）取締役 2001年10月 同社代表取締役副社長 2003年6月 株式会社エス・サイエンス代表取締役社長 2009年5月 同社代表取締役会長（現任） 2012年6月 当社取締役会長（現任） (選任理由) 株式会社エス・サイエンスにおいて長年代表取締役を 務めていることから、品田守敏氏によりグループ経営の 監視、監督機能が強化されるとともに、経営に関する助 言をいただけるものと判断しております。	930,000株
3	こ じま はこぶ 小 嶋 運 (1950年2月14日生)	1972年4月 住商リース株式会社（現三井住友ファイナ ンス&リース株式会社）入社 2002年10月 同社執行理事 2003年6月 同社取締役 2005年4月 同社常務取締役 2006年4月 同社取締役常務執行役員 2007年10月 三井住友ファイナンス&リース株式会社常 務執行役員 2009年4月 同社専務執行役員 2010年6月 同社取締役専務執行役員 2013年6月 同社顧問 2014年6月 当社取締役副社長 2016年6月 当社取締役（現任） (選任理由) 当社及び当社子会社に関する知見及び経営全般に関す る見識をもとに、引き続き、経営の意思決定と業務執行 の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断し ております。	395,000株
4	(新任) かね もと よし 金 本 慶 峰 (1977年10月17日生)	1998年4月 ワールドビジネスセンター株式会社 入社 2012年3月 株式会社EMCOMホールディングス 入社 2017年10月 当社 入社 2017年10月 当社 経営企画室 経理部長（現任） (選任理由) 2017年10月より当社経理部門の責任者としての経験お よび会計分野での一定程度の知識を有していることか ら、職務を適切に遂行いただけるものと判断しておりま す。	一株

- (注) 1. 取締役候補者であります福村康廣氏は、事業報告の会社の株式に関する事項に記載のとおり、上記以外に議決権を有する株式を2,950,000株保有しております。この株式は、株式会社山田エスクロー信託に信託されているもので、議決権については、福村康廣氏が指図権を留保しております。
2. 品田守敏氏は、社外取締役候補者であります。品田守敏氏には、長年の会社経営を経験を生かし、当社及び当社グループの経営に関して全般的な助言をいただけることを期待しております。
3. 品田守敏氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
4. 当社は、品田守敏氏および小嶋運氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任限定契約を締結しております。品田守敏氏及び小嶋運氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 取締役候補者であります金本慶峰氏とは、会社法第427条第1項の規定により、同法第425

条第1項に定める最低責任限度額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任限定契約を締結する予定です。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求された場合、法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 取締役候補者であります福村康廣氏は、子会社株式会社ボン・サンテの債務24,236千円を保証しております。また、福村康廣氏の子会社に対する債務保証を当社が債務保証を行っております。
なお、債務保証に対して保証料の支払及び担保の提供はありません。
8. 小嶋運氏は代表取締役社長福村康廣氏の三親等内の親族であります。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役福島寧夫氏が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しては、当社の監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
ふくしま ねお 福 島 寧 夫 (1954年2月4日生)	2006年7月 株式会社ヒューネット入社 2008年4月 当社入社 2014年10月 当社内部監査室 2017年6月 当社取締役(監査等委員)(現任) (選任理由) 2014年10月より当社にて内部統制を経験し当社及びグループ会社の業務内容を把握していることから、監査等委員として引き続き職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。	一株

- (注) 1. 当社は、福島寧夫氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任限定契約を締結しております。福島寧夫氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求された場合、法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 福島寧夫氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。

以 上

【ご参考】当社社外取締役の独立性基準

当社の独立社外取締役及び独立社外取締役候補者は、当社が定める以下の独立性基準を満たすものとする。

1. 当社グループの関係者
当社及び当社の子会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社)(以下「当社グループ」という。)の取締役(社外取締役を除く。)、監査役(社外監査役を除く。)、又は使用人でないこと。
2. 当社の10%以上の議決権を有する株主でないこと。株主が法人等である場合は、当該法人等の取締役でないこと。
3. 取引先関係者

- ①当社グループとの間で、当社連結売上高2%以上に相当する金額の取引がある取引先の取締役でないこと。
 - ②当社グループの主要な借入先（当社連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先）である金融機関の取締役でないこと。
 - ③当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等の取締役でないこと。
 4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士でないこと。
 5. 弁護士、公認会計士、税理士又はその他コンサルタント（以下「専門家等」という。）として、当社グループから役員報酬以外に、多額(※)の金銭その他の財産を得ている者でないこと。
 6. その他
 - ①上記1～5に掲げる者の2親等内の親族でないこと。
 - ②当社グループとの間で、役員が相互就任している会社の取締役でないこと。
(※)多額とは、当該専門家等の個人又は所属する法人等が当社グループから収受している対価の額の合計額が、当該個人又は法人等の年間総収入金額の2%以上となる額をいう。
- 以上

〈メモ欄〉

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図



※新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、株主総会当日のご来場をなるべくお控えいただきたくお願いを申し上げます。
今回、株主総会にご出席の株主様へのお礼の品（お土産）の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

○場所 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
国際ビル8階
会場名：日本倶楽部

○交通 東京メトロ日比谷線 「日比谷」駅 下車徒歩5分
東京メトロ有楽町線 「有楽町」駅 下車徒歩2分
東京メトロ千代田線 「日比谷」駅又は「二重橋」駅 下車徒歩5分
都営地下鉄三田線 「日比谷」駅 下車徒歩2分
JR山手線 「有楽町」駅 東京国際フォーラム口 下車徒歩4分